

働いたことが3年以上ある方(雇用保険の被保険者が3年以上ある方)

最大 112万円 支給されます!!

専門実践教育訓練給付金制度とは

職業に関して必要とされる知識や技能が変化し、多様な職業能力開発が求められる中で、労働者の主体的なキャリア形成の取り組みを支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする制度です。

支給対象となる方

①雇用保険の被保険者(在職中)

受講開始日に、支給要件期間が3年以上ある方

②雇用保険の被保険者であった者

被保険者資格を喪失した日(離職した翌日)以降、受講開始日までに1年以内でありかつ、支給要件が3年以上ある方

※その他、詳しくは住所を管轄するハローワークにお問い合わせください。

支給額

①教育訓練給付金(受講料の50%)

最大支給額 40万円/1年間
※2年間で最大80万円

②資格取得後、1年以内に雇用された場合

(受講料の20%)

最大支給額 16万円/1年間

※①と合わせて受講料の70%に相当する金額が支給されます

支給対象となる学科・コース



ファッション学科

2年制

男女

- ◆ファッションデザイナーコース
- ◆スタイリストコース
- ◆ショップ店員コース

従来のファッション教育では得ることのできなかった、人の好みやセンスを活かす、豊かな感性を持つ人材を育成します。自分の個性を信じ、日々変化し続ける流行に敏感に反応し、柔軟な発想のできる方。日々移り変わっていくファッション業界に、おもいっきりふみだしていきましょう。

支給の手続き方法

- ① ジョブカードを作成します。
- ② 受講開始1か月前までにハローワークに受給資格確認手続きを行います。
- ③ 受講開始後は6か月ごとに支給申請をします。
- ④ 雇用された場合は翌日から1か月以内に支給申請します。

※その他、詳しくは住所を管轄するハローワークにお問い合わせください。